

平成30年2月9日

各 位

会 社 名 幼児活動研究会 株式会社 代表者名 代表取締役社長 山 下 孝 一 (JASDAQ・コード:2152) 問合せ先 取締役管理本部長 川田 伸 電話番号 03-3494-0262

株式の分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年2月9日開催の当社取締役会において、株式の分割、定款の一部変更について決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割について

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的にして株式の分割を 行うものであります。

(2) 分割の方法

平成30年3月31日(土曜日)(実質上、平成30年3月30日(金曜日))を基準日として、 最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を1株につき2株の割合を持って分割します。

- (3) 分割により増加する株式数
- ①株式分割前の発行済株式の総数 5,892,000株
- ②今回の分割により増加する株式数 5,892,000株
- ③株式分割後の発行済株式の総数 11,784,000株
- ④株式分割後の発行可能株式総数 40,000,000株
- (4) 分割の日程

基準日公告日 平成30年3月14日(水曜日)(予定)

分割の基準日平成30年3月31日(土曜日)分割の効力発生日平成30年4月1日(日曜日)

(5) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割において資本金の額の変更はありません。

②新株予約権の権利行使価額の調整

当社は、新株予約権を発行していないため、本件株式分割に伴う新株予約権 の行使価額の調整はありません。

2. 定款の一部変更について

(1)変更の理由

今回の株式分割に伴い会社法 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 9 日開催 の取締役会決議により平成 30 年 4 月 1 日をもって当社定款第六条を変更し発行可能株式総数を変更するものといたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第六条 当会社の発行可能株式総数は、	第六条 当会社の発行可能株式総数は、
<u>二千万株</u> とする。	四千万株とする。

(3) 日程

取締役会決議日 平成 30 年 2 月 9 日 (金曜日) 効力発生日 平成 30 年 4 月 1 日 (日曜日)

以上